

2021年3月1

日

## 「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」改正案に関する見解

国民森林会議提言委員

会

政府は、2月9日の閣議で「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（以下、間伐等特措法）」改正案を決定し、国会に上程した。

### 結論

当委員会は、今回の新たに「再造林を促進する措置の創設」（具体的には、「特定植栽促進区域指定制度」及び「特定植栽事業計画認定制度」の新設）することを目的とする改正案に対して、以下の理由で反対する。

### 理由

1. 林野庁は、約10年前から人工林に対する「短伐期皆伐方式」を推進してきた。その結果、「皆伐による主伐」（盗伐を含む）は進んだが、再造林放棄や林地崩壊等の災害が問題化しているのが現状である。粗雑な皆伐事業によって業者だけは一過性の利益を得ている。今回の新制度は、国の「短伐期皆伐方式」推進策によって荒らされた林地を、業者の責任ではなく国民の税金によって再造林しようとするものである。

2. 今回の新制度の狙いは、皆伐跡地（再造林放棄地）への再造林の推進だけではない。立木が存在するところで、県知事が「特定植栽促進区域」に指定した場所では、業者が「特定植栽事業計画」の中に立木伐採を計画し認定されれば、「皆伐による主伐」が可能となる仕組みを持っているのである。間伐推進を表面に謳いながら、実質的には主伐推進の手段としても機能させ得るものなのである。

3. さらに、今回の「再造林を促進する措置の創設」で推進しようとしている内容をみると、「苗木のドローン運搬による植栽作業の省力化」や「樹高成長が大きいエリートツリー等を活用し、ha当たり1,500本植え、下刈り回数2回、30年伐期など新しい林業を実施できる可能性」（林政審議会提出資料「林業イノベーションの推進について」2020年11月）を追求しようとしている。

1950年代から推進された、短伐期林業、早生樹種の採用、林地肥培といった

政策的方向は、すべて失敗に終わった。その原因に関する徹底的な研究・検証がないままに、「新しい林業」と銘打って同じような方向の政策が推進されようとしている。

4. この改正案が前提とする「短伐期皆伐再造林方式」（人工林の「若返り」政策）が、森林吸収源対策としてはフロー（成長量）だけを考えてストック（蓄積量）を無視している一面的な考え方でしかないことについて、本会 2014 年度提言「森林資源の『若返り』について」で既に批判したところである（本会 HP 参照）。

林野庁の「若返り」政策は、科学的な根拠がきわめて弱い。

5. なお、日本の間伐政策は、2011 年度の「森林管理・環境保全直接支払制度」創設で大転換し、結果的に「荒い間伐」が横行することになった。当会では、2015 年度提言「近年の間伐のあり方について」（当会 HP 参照）でこのような傾向を真正面から批判したところだが、列状間伐を含め、強度間伐は林冠に大きなギャップを開けることになり、森林の炭素固定機能は大幅に低下することになる。今の日本の間伐の現状からすると、林野庁が主張する「二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化＝間伐」という公式はまったく成り立っていないと思われる。現在の「間伐」実態に対するしっかりした研究的評価を下す必要がある。

6. 今回の「間伐等特措法」改正案は、川下大型国産材工場への安価で大量の木材供給を目的とする次期「森林・林業基本計画」の部分的先取りであり、「間伐等特措法」の法律目的である「我が国森林による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化」に適合していない。本来、森林吸収源対策として「間伐等特措法」が制定されたわけだが、今回の改正案で、林業成長産業化、短伐期皆伐林業論によって悪い意味で完全に換骨奪胎される結果となっている。

## 補足

この「間伐等特措法」は、京都議定書に定められた地球温暖化対策における森林吸収源対策が間に合わないとして、間伐を抜本的に促進するために 2008 年に制定されたものである。同法については、実は、「間伐による二酸化炭素吸収」についての科学的な根拠が明確ではないという根本的な問題点の指摘があったものの、衆議院・参議院ともに全会一致で可決されたところである。

ここで注意しておかなければならないのは、「特定間伐等」という用語の定義である。「森林の間伐又は造林で平成二十四年度までの間に行われるもの」とある。当初から「間伐等」の「等」に「造林」が入っていたのである。「間伐」と「造林」がどうして併置されるのか。どうして「主伐」がなくて「造林」だけがあるのか、といった疑問がわく。この点は、京都議定書が森林吸収源として、

「森林経営≒間伐」だけでなく、1990年以降の「新規植林」、「再造林」が二酸化炭素の吸収量に算定されているために、同法に単純に「造林」が加えられたものとするれば、理解は可能である。

ところが、2013年に同法が改正された際、新たに「成長に係る特性の特に優れたもの」を「特定母樹」として、農林水産大臣が指定する制度を新設した。また、「特定母樹」を増殖し、そこから種穂を採取し、苗木を生産することを促進する「特定増殖事業」制度も新設した。2013年には、林野庁は「短伐期皆伐再造林方式」へ舵を既に切っていたため、成長の速い母樹確保にあたらうとしたものである。

この時の改正も衆参両院ともに全会一致で可決されたわけだが、「間伐等特措法」の悪い意味での換骨奪胎の布石がこの時に打たれていたわけである。

以上